

文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和元年10月17日（木曜日）10時00分～10時54分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

オブザーバー 阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

小寺委員長（開会） 10:00

おはようございます。今回の休会中の調査ですけれども、2つです。保育料無償化についてと福祉タクシー事業について行いたいと思います。保育料無償化については、9月の定例会で議案が上がりまして、10月1日から始まった制度です。また、昨年3月の定例会で新たな事業ということで福祉タクシー事業が行われておりまして、ちょうど半年が過ぎましたので、現状を説明していただきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

それでは、課長からよろしくお願ひします。

1 保育料無償化について

担当課説明

説明員 福祉課 木村課長、木村係長、竹内係長

木村課長 10:00～10:01

おはようございます。それでは、本日、保育料無償化についてということと福祉タクシー事業についてということで、早速ではございますが、本年10月から始まりました保育料無償化について資料に基づいて担当係長から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。なお、失礼ですが、座って説明させていただきます。

木村係長 10:01～10:07

それでは、お手元の保育料無償化についてという資料をもとに説明をさせていただきます。

今年度10月から始まっております制度ですが、まず（1）番、幼稚園、保育所、認定こども園（保育・幼稚園）等を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化されていま

す。当町においては、認定こども園・まきの幼稚園、羽幌藤幼稚園、認定こども園・まきの保育が対象となっております。幼稚園につきましては、月額の上限が2万5,700円までが上限となっております。無償化の期間につきましては、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間が無償の対象期間となっております。ただし、幼稚園につきましては、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。無償化にならない部分としまして、通園送迎費や食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと世帯の第3子以降の子供たちにつきましては、副食費という部分においてその費用が免除されます。副食費という部分につきましては、無償化の前は3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育を利用する子供の主食費（御飯・パン）は保育料とは別に実費負担または各自持参となっていました。副食費、今言ったおかずの部分等につきましては保育料に含まれている取り扱いになっておりました。今回の保育料の無償化に当たり、3歳から5歳までの子供につきましては、幼稚園や認定こども園の幼稚園を利用する子供たちと同様に副食費も実費徴収化されることとなりました。なお、ゼロから2歳までの子供につきましては、無償化前の取り扱いと変わりありません。

続きまして、(2)番です。ゼロ歳から2歳までの子供たちにつきましては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されています。子供が2人以上の世帯につきましては、負担軽減の観点から、現行制度を継続しまして、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となっております。先ほど言いました幼稚園、保育所、認定こども園以外に加えまして、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象とされます。地域型保育というのは、注意書きで書かせていただいているのですが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことです。ちなみに当町には、この部分の施設、事業は今はない状態にあります。

現在の当町の無償化の状況につきましては、まずゼロ歳から2歳につきましては、認定こども園の保育部門のほうで利用者39人に対しまして22名が利用料の無償化となっております。3歳から5歳につきましては、幼稚園が利用者が24人に対して利用料無償が24人、先ほど言いました副食費の無償の部分については6人、認定こども園の幼稚園部門につきましては利用者65人に対して利用料の無償は65人、副食費の無料はそのうち24名、認定こども園の保育につきましては利用者25名に対して利用料無償25名、副食費の無償化につきましては19名となっております。括弧書きの中につきましては、無償になっている部分のうち、無償化の制度が始まる前から無償になっている人たちということになっております。

2ページ目をお開きください。先ほど言いました幼稚園、保育園、認定こども園のほか、認可外保育施設、一時預かり事業等の利用についてになります。この部分につつま

しては、3歳から5歳までの子供は月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳までにつきましては住民税非課税世帯の子供は月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。当町におきましては、認可外保育施設として天売ちびっこランド、一時預かり事業としましては認定こども園・まきの一時預かり、羽幌藤幼稚園の一時預かり事業が対象となります。ただ、この部分につきましては、保育所利用と同じ就労等の要件が無償化に際しては必要となります。このほか、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。当町では、この対象の事業は実施しておりません。

次の3枚目の資料につきましては、9月の段階で羽幌藤幼稚園及び認定こども園・まきのほうで保護者を対象とした説明会のときに配布した資料となっておりますので、参考としてつけさせていただきます。

以上です。

小寺委員長 10:07

ありがとうございました。制度についてと羽幌町の現状について説明を受けましたが、この件についてご質問のある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:07～10:31

金木委員 9月定例会でも関係した条例でやりとりさせていただきましたのである程度は理解したところでありますけれども、そのときに聞き忘れたことがあって改めてお聞きするのですが、この無償化によって、これまで町が財源として負担していた部分、これまでの負担額と10月以降来年度から、国の予算づけがどうなるかということもあるかと思うのですが、町の負担としてはどうなのですか。無償化することになってふえたのか、財源として浮くことになったのか、比較するところどうなっているかを知りたいのですけれども。

木村課長 半年分の積算では、一時預かりと保育料無償化の部分で800万ほどかかると見込んでおります。しかし、今回の半年分に限っては国の特別交付金で全額ということですので、一般会計からというか、羽幌町が負担する部分はない状況です。

金木委員 結局、下半期分、10月からの半年分については、800万円ほどが浮く計算になるという押さえ方でいいですね。では来年はというところで、交

付税措置はなくなると。だけれども、私が言ったのは、基準財政需要額、普通交付税の中で算定されるのではないかということで、実際どの程度算定されるか不透明だということもあるのですが、来年度以降としてはどうなるのですか。中身によっては、これまでと変わらないのか、さらにふえるのか、その辺はどんな見込みでいるのでしょうか。

木村課長 9月議会でもお答えしておりますが、4月以降の金額については入園者等の関係で変わってくると思うのですが、おおよそ半年の倍の1年分で1,600万ほどは今までより増加になるものだと思います。その部分の町の負担分は4分の1ということになっておりますので、恐らく400万円ほどが町の今までなかった支出分が出てくると思うのですが、金木委員もおっしゃったとおり、普通交付税の関係で幾ら入ってくるかどうかは、議会でもお答えしていますが、不透明な状況であるということでご理解願いたいと思います。

金木委員 見込みについてはわかりましたが、そもそも今までの保育事業にかかわる負担については、利用者さん、保護者さんからいただいた利用料というのですか、を収入として、その分を差し引いた必要経費を国、道、町の負担割合で負担していたということでいいのですか。これまでは。その負担割合とか答えていただけるのなら、これまでの状況をお願いします。

木村課長 おっしゃるとおり、保育料を差し引いた分を国のほうに請求するような形になっています。

金木委員 負担割合。

木村課長 全体の2分の1が国の負担、4分の1が道の負担と、残り4分の1が町の負担。

金木委員 わかりました。違う観点からお聞きしたいのですが、10月からの無償化にかかわって新聞報道なんかでもちらちら目にはいたのですが、自治体によっては自治体独自の対応策ということを考えているところもあ

るというふうに見てはいたのですが、道内でも、全体的な統計というのは目にしていないのでわからないのですが、十勝であれば広尾とか大樹、オホーツクのほうの浜頓別町では副食費を自治体が負担をするという本当の無償化、完全無償化というのですか、ということも対応している自治体も少なくないのではないかなと。本州方面でも県全体で取り組んでいる県もあるというふうに聞いているのですが、そういった方向とか羽幌町で検討されていたかどうか、どういう結果で国基準にのっとることになったのか、その辺の弾力的な考え方があったのかどうかお聞きしたいと思います。

木村課長 副食費の無料化についてもどうしようかという話は確かに上がっていましたが、町内には2つの施設がありまして、給食を提供できる施設とできない施設ともありますので、全体的に無償化にしてしまうと、差別感ではないのですけれども、片方は給食のほうも無償化になりますが、片方はおやつだけとかという考えもありますので、羽幌町といたしましては今回、国の制度にのっとった形で進むということで決定しております。

金木委員 そういうことで、前回の議会では私あえて反対はしなかったのですが、その後いろいろ議会としても、以前視察に行った芽室町では保育における食育の重要性だとか定住促進を目的として3歳から5歳までの副食費も公費負担にするということを考えたようなのです。子育て支援が叫ばれている昨今ですので、今すぐは難しいとしても、行く行くは定住促進、子育て支援、それによって人口が増加になるかどうかはわかりませんが、方向性としては今後考えていくべきではないかなと思うのですが、今後に向けての考えとかありましたらお聞きしたいと思います。

木村課長 検討の余地はあるかと思うのですけれども、先ほどお伝えしたように、両方の施設が同じ条件であれば無償化という考え方もあるのかなと思うのですが、片方は副食、給食というか、昼御飯を食べれて、片方は弁当を持ってくるという状態になっておりますので、その辺を含めて検討の余地はあると思いますが、今のところは国の制度に乗っていくという形で考えております。

小寺委員長 ほかにありませんか。

村田委員 金木委員の質問ともかぶるのですけれども、今の答弁でいくと、給食を出せるところと出せないところというのも、今言った地方創生、人口減少対策として有効な手段として、完全無償化というのは子育て世代からすると魅力のある部分だと思うので、羽幌町では2つがあって、条件が違うというところは、町のほうで何かしら手を差し伸べていけば統一できるのでないかなという思いもありまして、先ほど金木委員も質問したのですけれども、ゼロ歳から5歳まで全て完全無償化したと仮定した場合、今現在で羽幌町として、負担は全部町が負担しなければならないと思うのですが、そこら辺の財政的な部分もふるさと納税だったりいろいろなことを取り組みながらもしやっていくとすれば、今の現状でいくとどのぐらい負担が増すのか教えてもらいたいのですけれども。おおよそでいいです。

木村課長 済みません。資料のほうは今そのような対応はしていなかったのですけれども、恐らく副食費については、副食無料分を差し引いた人数を12カ月で掛けて副食代を掛けると、まきさんというか、保育関係の認定こども園は300万程度だったと思われまます。それで、もう一つの幼稚園の施設のおやつ代というか、副食費分をそれに上乘せするような形になると思います。ゼロ歳から2歳のほうは、17名が今無償化になっていないと思うのですけれども、これについては所得に応じて保育料が変わってきますので、今数字は持っていないのでなんとも言えないのですけれども、17名分の保育料がかかるという認識でいます。

村田委員 はっきりした数字は出ないのですけれども、おおよそでいくと1,000万あれば見れるのかなと。はっきりした数字はわかりませんが、先ほど金木委員も言っていましたが、羽幌町として子育てを手厚くするというところでいくと、全道各地、それこそ完全無償化している町村もあるので、ここは当町としても管内的にも負けないぐらいという子育て支援というのは、行政負担というのは確かに重いものがあると思うのですが、そういうのは新しい今のふるさと納税なんかも考え方をそういう

ところへ向けて募ったりいろんなことをする中で対処して、ぜひ検討してもらいたいなど。これは思いなので、もしそういうので答弁があれば答弁をお願いします。

木村課長 検討の余地はあると思うのですが、委員おっしゃるとおりだと思うのですが、恒久的に財源が必要になるということで、意見として聞いておくということで押さえておきたいと思います。

小寺委員長 ほかに質問等ありますか。

森 議長 来年4月以降の部分で私なりに気になっている部分があります。あわせて、先ほどの説明では4月以降の部分に対してこういう問題があって、こういうことを対処しなければならないというような説明は特にありませんでしたので、質問も兼ねて、来年の4月以降状況が変わることについて何か質問以外のことがあればお願いしたいと思います。

認定こども園に関してなのですが、保育のほうから、費用の関係が主な理由ということで、幼稚園に変わっていくというような現実が長い間続いていたと思います。今後これが、現状の制度が続く限り、該当になる場合保育園をそのまま続けても費用がかからないということで、想定としてなのですが、幼稚園部分は25名ということになっていますけれども、一部は今後保育のままいくことも一般的には想定できるのかなと思います。その辺について、町なり、それから担当が認定こども園の認識をどう持っているかということと、そういう流れが出てくるときに幼稚園教諭と保育園教諭の免許が違つかさまざまな問題が出てきますので、その点について町はどのような認識を持って、どのような対処をしようとしているのかということを知りたいと思います。加えて、来年の4月以降考えなければならないことで、先ほど予算のことだけは聞きましたけれども、それ以外に何かあればと思いますので、よろしくお願いします。

木村課長 現状では、今までは確かに保育から幼稚園に変わるケースというのがそれなりにあったのですが、今のところ施設のほうからそういうケースが特段ふえているという状況も聞いておりませんので、ふえた場合

は何らかの対応が必要になってくるかもしれませんが、今のところは特段大きく変わるというのは聞いておりません。来年度以降につきましても、特別心配事とか対応するようなことは現状ではないと考えております。

森 議 長 年度中、10月から急に幼稚園に行っている者が保育園に戻るようなことは基本的にはないだろうと。来年以降の問題だと思います。あわせて、一般の方に聞かれる場合も含めて、幼稚園のほうの部分で、一時預かりも含めてそれでも保育より安いということがあって、時間帯をどのように切るかという個別の問題は別にして一般論としていくのですが、今後保育と幼稚園のほうの部分で、副食費云々ではなくて全体の費用として、保育は無償のまま全部いけるわけですし、所得制限も保育の無償化というのは基本的にはないという前提でいいですよ。その場合、幼稚園に変わる人たちの部分の負担というのは保育のほうの方が安いということになるのかなと思うのですけれども、それについて具体的な事例も含めて説明願えればと思いますけれども。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:24～10:27)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村課長 今、森議長おっしゃったケースについては、今のところ検討は実際はしていない状況です。今後そのような状況が見込まれるときは、恐らく資格の関係とか、おっしゃっているとおり対応しなければならない部分が出てくると思いますが、今のところは想定していないということでご回答させていただきます。

小寺委員長 ほかにありませんか。

平山副委員長 今の関連なのですが、保育のほうに預けかえるというか、そういう人がふえてきたら、保育の子供の定数というのがありますよね。その部分、

今決まっていると思うのですが、だんだんふえていったら定数以上になったりする可能性があると思うのですが、その辺は見直しというか、かけていかなければなりませんよね。今のところそういうことは考えているのだろうか。

木村課長 定数の要件の拡大は今のところ考えておりません。施設の大きさとかによっても定数が決まっております、今は満度に近い形の定数を組んでおりますので、保育の定数を変えるというのは今のところ想定していないところでございます。

平山副委員長 今、大体満度ぐらいいると。先ほど議長が言ったように、もしふえていった場合の対策としてはどういうふうになってくるのか、そこまで想定しているのかなと思うのです。

木村課長 今のところ定員的には保育のほうも幼稚園のほうもある程度余裕がある状況ですので、保育が急にふえてくるような形になると検討していかなければならない案件であるということは認識しております。

小寺委員長 ほかにありませんか。(なし。の声) 私から1つだけ。管内でも待機児童が問題になっている町村もあると思うのですが、羽幌町に関しては待機児童はいないと思うのですが、そういう問題が現状あるのかなのか、その辺教えていただけますか。

木村課長 今のところ待機児童はいないということで、特段問題にはなっておりません。

小寺委員長 ほかに質疑のある方いませんか。(なし。の声) それでは、次の議題に移りたいと思います。2つ目、福祉タクシー事業についてです。それでは、説明のほうよろしく願いいたします。

2 福祉タクシー事業について

竹内係長 10:31～10:36

それでは、私のほうから福祉ハイヤーの説明をさせていただきます。議案は福祉タクシーとなっておりますが、要綱上の正式な名称は羽幌町福祉ハイヤー料金助成事業となっておりますので、私の説明では全て福祉ハイヤーという呼称で統一させていただきます。

まず、お手元の資料に入る前に、確認を兼ねまして福祉ハイヤー事業の制度内容について簡単にご説明をさせていただきます。福祉ハイヤー事業につきましては、初乗り運賃相当分に充当できるハイヤーチケットを対象者に交付するというものです。対象者は、重度障がい者及び年度内に80歳以上になられる方で、特別養護老人ホームの入所者は対象外としております。交付する枚数は、高齢者で12枚となっております。なお、初乗り運賃につきましては運輸局で上限が定められておまして、沿岸ハイヤー、共和交通ともに9月までは610円、増税後の10月からは620円となっております。利用条件としては、対象者が乗車していることを大前提としているのですが、病院に限定するとか、そういう行き先、目的については制限をしておりません。その他運用面での注意点ですが、乗車時に本人確認できる身分証明書の提示をお願いしていること、初乗り運賃を超過した場合は超過分を支払っていただくこと、1回に使えるチケットは1枚のみ、町外には行けないこと、年度内に使い切れなかった分は繰り越せないことといった条件を設定しています。なお、この制度は、もともとあった重度障がい者に対するハイヤー料金の助成事業を、対象者を高齢者に拡大したものです。障がい者につきましては、障がいの場所によっても異なりますが、最重度の障がい者は24枚、その他の障がい者は12枚を交付しています。そのため、これから説明する資料につきましては、全て障がい者、高齢者をまとめた数字となります。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。福祉ハイヤー支出状況というものです。予算執行状況、9月末現在で、障がい者76万3,000円に対し執行額32万6,350円、執行率42.8%、高齢者につきましては575万6,000円に対し執行額159万2,100円、執行率27.7%、合計の執行率は29.4%となっております。

続きまして、その下なのですが、交付数に対する利用状況と書かせていただきましたが、チケットを持っている方が全員、全枚数100%使った場合の金額を交付額とさせていただいております。それぞれ障がい者110万5,320円に対し、これは上の執行額と同額となりますが、32万6,350円で執行率29.5%、高齢者は461万8,920円に対し159万2,100円、執行率34.5%となっております。従来の制度は障がい者のみでしたが、交付率に対する執行率は7割から8割で推移していますので、現在33.5%ですから、冬のために使わないでいる方が多いことを示していると推測されます。

次のページをお願いします。先に申請状況と書いているほうから説明させていただきます。高齢者につきましては、9月末現在で対象者1,032人に対し交付が631となっております。4月から比べて少しずつふえているのです。

が、これは80歳以上の転入者を追加したためです。なお、死亡者はここから除いておりません。その他、障がい者の交付状況と月末ごとの集計についてはごらんいただきまして、説明を省略します。

次の紙に行きまして、利用状況をお願いします。S 1 となっているのが24枚交付されている障がい者、S 2 が12枚の障がい者、Kが高齢者となっています。また、平成31年となっているのは全て令和と読み替えてください。半年間、6カ月やった合計で3,145件、月平均で500件を超える利用状況となっています。行き先についてですが、当初は病院の利用が多いと想定していましたが、沿岸ハイヤーから毎月提出される資料によれば、病院に限らず、満遍なく利用されている状況にあります。交付後すぐに使い切る方が結構いらっしゃるようで、6月までの利用がかなりふえていましたが、7月以降、暖かい時期ということもあり、現在は落ちついている状況です。先ほど申し上げましたが、雪が降るまで使わないで置くという声を結構聞いておりましたので、11月以降利用がふえる可能性があると考えております。

説明は以上です。

小寺委員長 10:36

ありがとうございます。それでは、福祉ハイヤー事業について質疑を求めたいと思います。質疑のある方いらっしゃいましたら挙手にてお願いいたします。質疑のほうはありませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:37～10:54

金木委員 羽幌町の場合は80歳以上を対象者にしたということなのですが、ほかの町を見てもうちちょっと年齢の低い設定をしているのかなという気がするのです。車の免許を持っているか持っていないか、あるいは返納したかどうかということも特段条件には入れていないのかなと思うのですが、80歳を超えても車を運転されている方も当然いらっしゃるでしょうけれども、中には70代のうちに免許を返納される方もいるのかなという気もするのです。ですから、免許返納者、高齢になって免許を返納したという人も、80歳以上の人プラス80歳以下でも免許返納者は対象にするとか、もうちょっと使いやすい枠を広げるような検討をしてみてもどうか、すべきではないかなという気もするのですが、その辺の考え、検討した経過があればお願いしたいと思います。

木村課長 検討のほうについては、年度途中ということで、1年間、冬の様子を見て来年度以降検討するというようになっておりますが、確かに70歳代で免許を返納される方もいらっしゃいますし、もともと免許を持っていない方との分けとかがいろんな問題があると思うのですけれども、現状では6カ月やりまして1年の実績を見てから、利用者に意見を聞いたりとかしながら来年度、4月以降に検討を行うという考えでいます。

金木委員 来年4月、1年たってからの状況、実績を見て検討するということですね。

平山副委員長 ということは、とりあえず来年度は今年度と同じ要件でいくという考えですか。

木村課長 そうですね。予算の関係もありますので、令和2年度については今年度と同じ状況で予算計上する予定で、4月以降に検討をしまして、予算時期にもし間に合うようであれば、令和3年度から何らかの検討結果を反映させていきたいと思っています。

小寺委員長 ほかにありませんか。

村田委員 今の続きなのですが、半年間経過した中で福祉ハイヤーの中で、高齢者に対しては最初、要望として苦前方式にしてくださいというような部分もあったのですが、苦情だとかクレームだとか、そういうのは今までにあるのかなのか、あったらどういうようなことで要望があったのか、まずお聞きしたいと思います。

木村課長 老人クラブのほうでは苦前方式という話はかねがね聞いてはいたのですが、運営してからは苦情とかは直接受けてはいません。特にハイヤー会社のほうからも、こういうことがあったとかそういう苦情の点については今のところ半年たって受けていない状況です。

村田委員 わかりました。違う質問なのですが、福祉ハイヤーの申請状況の中で、重度障がい者、高齢者の中でもらいに来ていないというか、交付をして

いない方々がいるのですが、今まで障がい者の人たちでもらいに来ていない人方に対してどういう対応をしていたのか、それから今年から始まった80歳以上の高齢者に対しても半分弱の人はまだ来ていないので、そういう人たちに対してこれからどういう形で対処して周知していくのか、そこら辺教えてください。

木村課長 障がい者の1、2に関しましては、交付率のほうは例年と同等の交付をされておりまして、周知のほうは4月に案内をかけているだけではありません。高齢者につきましては今回、今年度から始まりまして、38%ちよいの方がまだ交付に来られていないということで、冬を前にして広報への掲載も今検討しているところです。

村田委員 広報のほうには載せるということなのですが、電話での対象者に対しての周知とかそういうほかの方法、広報を皆さんが見てくれて利用してくれればいいのでしょうかけれども、逆に言うと自分は車があるからまだ使わない、交付を受けないわという人もいるのでしょうか、周知の仕方が広報だけでいいのか、もうちょっと個別的にしたほうがいいのか、そこら辺の検討はしていないのでしょうか。

木村課長 4月現在で全対象者に通知は行っております。ですので、今後以降というか、一度全対象者に通知していますので、広報等の対応をしたいと考えております。

小寺委員長 ほかにありませんか。

森 議長 何点か確認したいと思います。まず、予算額が障がい者が76万3,000円、交付数に対する交付額が110万5,320円。従来の制度をそのまま持ってきているのだと思うのですがけれども、予算額は前年に合わせて立てるものだと思うのですがけれども、かなりふえている。さっきの説明で障がい者に対しては例年どおりの執行状況であるというのは話に矛盾があるような気がしますので、少し詳しい説明をお願いします。

木村課長 確かに交付額が予算額を超えているような資料になっておりますが、例

年の実績に基づいて予算を立てておりますのでこのような数字になっておまして、当然のごとく予算を超えるような見込みになれば、補正もしくは流用で対応するという事になっております。

森 議長 例年実績より障がい者については何も変わらないのだけれども、これを機会に申請がふえていると理解してよろしいのですね。繰り返しますけれども、予算額というのは例年の額にほぼ合わせて予算を要求して通しているのです、現状の交付数が、パーセンテージにしてもかなりのものですよね。76 から 110 とかなりふえている。言い方を変えればその原因はどのようなことなのかというふうに聞き直してもいいですけれども、答弁をお願いします。

木村課長 交付率についても例年並みの交付率で、現状同じような感じで進んでおまして、交付された方が全ての券を使っていないという傾向がありまして、実績の支払いした数字に対して予算を組んでおりますので、このような数字になっているということになります。

森 議長 予算額は実際の年度の最終額のところで予算を組んだので、交付額はふえているけれども、執行率は 100 にいかない可能性もあるので説明としては矛盾がないということで行くと、例年どおりで行くと、執行額も 76 万、もしくは 80 万前後ぐらいでおさまる見込みというふうに捉えたいと思います。

その上で制度の矛盾としてずっとあったのは、重度身障者の方の交付数、交付率が圧倒的に低いわけです。常に。というのは、恐らく私の想像では、重度身障者というのはタクシー対応できない人がかなりまじっていて、結果として萌さんとかそういうところの車椅子対応だとかいろいろな形のできるものに流れている結果こういう数字になっているのではないのかなと推測しますけれども、まずは担当課で重度障がい者は 24 枚、一番もらえるにもかかわらず一番低い交付率であるという現状についてどういう分析をしているかお伺いしたいと思います。

木村課長 いろんな理由があると思うのですがけれども、担当課としましては、委員おっしゃるとおり、家を出られない方も結構いらっしゃると思いますの

で、交付の状態は少ないのかなという認識はしていますが、そのほか特別これが理由というのは今のところ把握はしていない状況です。

森 議長 　ぜひ何らかの機会にアンケートなり、そんな数多くないですから、個別訪問なりも含めて実態状況を把握していただきたいと思います。以前、ほかの議員ですけれども、福祉タクシーが始まる前、障がい者のタクシーに絡めて、直接的な質問ではなかったですけれども、タクシー以外の移動手段について町側として何らかの形の施策が必要ではないかという議論が、ちょっと前になるのですけれども、あったと思います。こういうことを分析することによって、ただタクシーだけやっても年寄りの足を確保したことにはならないと思いますので、あわせて結果として既存の、さっき具体的に言いましたけれども、民間で車椅子ごと運んでくれるようなものに対する補助とか、今あるのかどうかも私定かではないのですけれども、そういうことも総合的に考えてやっていかないとだめだと思いますけれども、現状のほかの交通機関、先ほど具体的に言った萌さんが車椅子ごと運んでくれるというものに対する補助があるのかなのか、その上でそういうことも含めて今後検討する余地があるのかということをお聞きしたいと思います。

木村課長 　どのような理由でここが低いかということは今後把握していかなければならないということで進んでいきたいと思いますが、障がい者につきましては障害者手帳を持っていますので、いろんな制度は使われております。足に関しましては、特段ほかの方が運んだ分に町からの補助とかはありませんが、今後ニーズを把握していきたいなと思っております。

森 議長 　より具体的に言いますと、沿岸ハイヤーと共和交通以外の交通手段についてもより重度のものに対しては使っていて、費用も決して安くはないと思います。介護保険対応になっても。その辺、制度の重複とかいろんな問題もあるかもしれませんが、ぜひ今後前向きに、一番困っている人たちはむしろそちらのほうだと思いますので、検討をお願いします。先に検討しますと言っているような気がしますので、答弁は結構です。

小寺委員長 　ほかにございませんか。

村田委員 数値的なことなのですけれども、最終ページの利用状況の中で、チケットは最初の初乗り、今までは610円で、利用者はその範囲内でおさまったのか、それとも距離的に自己負担が何百円も出たのかなんとか、1回行くのに1,000円かかったら400円ぐらいは自己負担になりますので、そういうのはこの中では把握しているのか、それともただ単純にチケットが何枚使われたということしか把握していないのか、そこら辺教えてください。

木村課長 自己負担分については把握しておりません。若干利用者に聞いた意見で、初乗り運賃分のみ乗るという方もいるということは聞いております。超過しないところでおりるという方もいるというのは聞いたことがあります。

村田委員 先ほどのお年寄りが苦前方式の1回の負担が何百円という方式にしてほしいと言ったあたりでいくと、どういう状況でタクシーを使って、オーバーして乗っているのか、今の課長の答弁みたく、超えないところでおりて、あとはそこから運動がてら歩いていくということもあるでしょうし、先ほどの答弁では令和3年度から、今年度初めてなので、状況を確認して変更していくとか形を変えていくなり、3年度と言いましたけれども、利用してくれた人方というか、今まだ3月まで終わっていないのですけれども、来年度以降の要望だとか、いかに使いやすくするだとかという部分で、お年寄りだけでなく障がい者もそうですけれども、どういう形で意見を聴取して反映していくつもりなのか、もし考えがあれば教えてください。

木村課長 今のところ考えているのは、来年度の4月に対象者全件に申請書を含めて案内を出しますので、そのときにアンケートというか、ご意見を書いていただいて申請のときに持ってきてもらうとか、そういうようなことで意見を聴取したいと考えております。

小寺委員長 そのほかございませんか。(なし。の声) それでは、ないようなので、今日の文教厚生常任委員会を終わりたいと思います。ご苦労さまでした。